○座間市要介護認定及び要支援認定に係る情報提供取扱要綱

|  |
| --- |
| (平成22年6月30日告示第119号) |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **改正**  | 平成23年9月14日告示第87号 | 平成25年1月25日告示第9号 |
|  |  |  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この告示は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画、特定施設サービス計画、介護予防特定施設サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画、地域密着型特定施設サービス計画又は地域密着型施設サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)の作成及び介護報酬の請求に資することを目的として、介護保険被保険者に係る要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に関する情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(平25告示9・一部改正)

(情報提供)

第2条　この告示において「情報提供」とは、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業者、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設及び訪問介護事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)が居宅サービス計画等の作成及び介護報酬の請求に当たり必要とする当該被保険者(以下「本人」という。)の要介護認定等の情報を市長が提供することをいう。

2　前項の規定による情報提供の内容は、次のとおりとする。

(1)　主治医意見書

(2)　認定調査票

3　前項の規定にかかわらず、訪問介護事業者への情報提供は、前項第1号に規定する主治医意見書に限るものとする。

(平25告示9・一部改正)

(同意)

第3条　情報提供に当たっては、事前に本人の同意を得なければならない。この場合において、本人の同意は、介護保険認定申請書の同意欄又は同意書(第1号様式)で確認するものとする。

2　前条第2項第1号に規定する主治医意見書に係る情報提供については、当該主治医意見書を作成した医師の同意を要する。この場合において、当該主治医意見書を作成した医師の同意は、主治医意見書における居宅サービス計画等に利用されることの同意欄において確認するものとする。

(平25告示9・一部改正)

(情報提供を受けることができる者)

第4条　情報提供を受けることができる者は、本人と居宅介護支援、介護予防支援、施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護又は訪問介護(以下「居宅介護支援等」という。)の提供に係る契約を締結している居宅介護支援事業者等の職員とする。

(平25告示9・一部改正)

(申請の手続)

第5条　情報提供を受けようとする者(以下「情報提供申請者」という。)は、要介護認定等に係る情報提供申請書(第２号様式。以下「情報提供申請書」という。)を提出しなければならない。

2　情報提供申請者は、居宅介護支援事業者等又はその職員であることを証する書類を提示しなければならない。

3　情報提供申請者は、本人との契約関係が明らかになる書類を提示しなければならない。

4　情報提供申請者は、第2項の規定により提示する居宅介護支援事業者等若しくはその職員であることを証する書類又は前項の規定により提示する本人との契約関係が明らかになる書類を複写することに同意するものとする。

5　情報提供申請者は、本人が市外に転出した場合においても、転出先の市区町村長が行った要介護認定等が有効期間内であるときは、当該認定等に係る情報提供について市長に申請することができる。

(平25告示9・一部改正)

(写しの交付等)

第6条　市長は、情報提供申請書を受け付けた日から7日以内に主治医意見書又は認定調査票の写しを交付するものとする。ただし、当該申請に係る情報が要介護認定等の有効期間を過ぎているとき又は市長が特段の事情があると認めるときは、情報提供を行わない。

2　前項の規定にかかわらず、市長は、本人の要介護認定等が終了していないときは、当該認定等が行われた日以後に主治医意見書又は認定調査票の写しを交付するものとする。

3　主治医意見書又は認定調査票の写しの部数は、同一の申請者につき1部に限るものとする。

(平25告示9・全部改正)

(遵守事項)

第7条　情報提供により情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　情報提供された資料に係る情報を本人の居宅サービス計画等の作成及び介護報酬の請求以外の目的に使用しないこと。

(2)　交付された写しを厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めること。

(3)　目的達成後には、写しを速やかに返還すること。

(4)　写しの作成は一切しないこと。

(5)　正当な理由なしに情報提供により知り得た情報を漏らさないこと。

(違反に対する措置)

第8条　市長は、この告示に基づき情報提供を受けた者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合は、その後の情報提供を拒否できるものとする。

(平25告示9・一部改正)

(費用)

第9条　情報提供申請及び当該申請に係る写しの交付に要する費用は、徴収しない。

(実施細目)

第10条　この告示に定めるもののほか、情報提供の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この告示は、公表の日から施行する。

2　介護サービス計画の作成に必要な情報の提供に関する取扱要綱(平成12年座間市告示第24号)は、廃止する。

附　則(平成23年9月14日告示第87号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附　則(平成25年1月25日告示第9号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

同意書

[別紙参照]

(平25告示9・全部改正)

第2号様式(第5条関係)

情報提供申請書

[別紙参照]

(平25告示9・全部改正)